

川崎市放射線科医会会則

(名称および事務所)

第1条 本会は川崎市放射線科医会と称し、事務所を会長の診療機関内に置く

(目的)

第2条 本会は、会員の学識技能の向上及び相互の交流と連携を図ることにより、地域における放射線科診療の発展を促し、もって地域医療及び社会福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術研修に関する事項
2. 地域におけるがん検診とその精度管理への協力
3. 会員相互の親睦に関する事項
4. 関係諸団体との協調に関する事項
5. その他目的達成のために必要な事項

(会員)

第4条 本会は次の者をもって会員とする。

1. 川崎市医師会員で放射線科の診療又は研究に従事する者
2. 川崎市内で放射線科の診療、又は研究に従事する医師で入会を希望する者
3. その他役員会において入会を認められた者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名、副会長 若干名、庶務幹事 1名、会計幹事 1名、幹事 若干名、監事 2名
2. 役員は総会において会員の中から選出される
3. 役員の任期は2年とし、再任を防げない。欠員の補充で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする
4. 役員をもって役員会を構成し、役員会は随時開催する
5. 会長は会務を総括し、本会を代表する
6. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
7. 幹事は会長及び副会長を補佐して事案の審議にあたり、会務の執行を分担する
8. 監事は本会の事務会計及び財産を監査する

(顧問)

第6条 本会には顧問若干名を置くことができる。顧問は、役員の議を経て会長がこれを委嘱する。その任期は会長の任期とする。

(総会)

第7条

1. 定期総会は年に1回開催する。必要があれば役員会の議を経て臨時総会を開催することが出来る。
2. 次の事項は総会の議決または承認を要する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 会費の賦課
 - (5) その他重要な事項

(会計)

第8条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(施行細則)

第9条 本会則施行上必要な細則は別に定めることができる

(雑則)

第10条 本会則に定めのない事項については、川崎市医師会定款及び諸規程に準じ、役員会の議を経て定めるものとする

附則

1. 本会則は平成20年12月6日より実施する